



#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か		市が行うべき	○	他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	平成23年度に景観条例の制定及び和歌山市景観計画の策定、届出制度の運用も開始し、景観に関する意識が徐々に浸透してきていると感じている。景観重点地区等の指定についても和歌山城周辺景観重点地区に続いて、平成24年度末に和歌の浦景観重点地区を指定し運用をしている。令和2年度7月に和歌の浦景観重点地域において、モニュメント類の小規模な工作物についても届出対象とし、届出基準を全ての行為(高さ1.5m以下のものを除く)とし、乱立に対する誘導を強化し事前に確認できる状況となるよう景観条例施行規則の改正及び和歌山市景観計画の改定を行い、運用をしている。夜間も賑わう水辺空間を創出できるよう、令和元年度に設置している桜並木・寄合橋・中橋(東側)・京橋(西側)カラーライティングと護岸(南側)ライティング及び令和2年度に設置した中橋(西側)カラーライティングと城北橋から京橋間の両護岸の欄干と京橋西側の欄干のイルミネーションを維持管理しつつ、継続的に季節やイベントに合わせた点灯を行った。
見直し・改善内容	景観計画に基づき継続的に景観の誘導を行う必要がある。 「太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン」を改定し、本市の実情をふまえて、基準をより明確化し、事業者を求める詳細な観点により景観に与える影響を最小限に抑え、景観保全に関するより良い運用を行う。 「加太における夜間景観創出事業」とし、景観面から加太地域の魅力向上に取り組む。 「水辺を活かした夜間景観形成事業」とし、夜間も賑わう水辺空間を創出できるよう、カラーライティングやイルミネーションを維持管理しつつ、継続的に季節やイベントに合わせた点灯を行う。